

学修の成果に係る評価について

1. 成績評価について

- ①本校の成績評価は、各科目について一定の課程を履修した者に対して、授業担当教員が講義概要に記載されている成績評価基準に基づき評価します。
- ②学修成績は100点満点により評価し、以下の基準において成績評価を行う。
総合評価として90点以上を「S」、89～80点を「A」、79～70点を「B」、69～60点を「C」、59点以下を「F」の5段階で評価する。
なお、年間を通し当該授業科目に対し、定期試験の平均素点が60点未満の場合、総合評価は「F」とする。
- ③履修した授業科目の単位認定は、成績評価がS、A、B、Cの場合は単位を認定し、Fの場合は単位を認定しない。なお、その科目の出席時数が、総授業時数の3分の2に満たない場合は、原則として単位の認定を行わない。

2. 卒業の要件について

- 鍼灸学科を卒業するためには、次の要件を満たすことが必要です。
 - (1) 本校に3年以上在籍する。
 - (2) 卒業に必要な科目及び単位を修得する。
 - (3) 卒業までに必要な学費の全額を納入する。（納入していない時は、履修した科目の評価は無効となります。）

- 柔道整復学科を卒業するためには、次の要件を満たすことが必要です。
 - (1) 本校に3年以上在籍する。
 - (2) 卒業に必要な科目及び単位を修得する。
 - (3) 卒業までに必要な学費の全額を納入する。（納入していない時は、履修した科目の評価は無効となります。）

- 介護福祉学科を卒業するためには、次の要件を満たすことが必要です。
 - (1) 本校に2年以上在籍する。
 - (2) 卒業に必要な科目及び単位を修得する。
 - (3) 卒業までに必要な学費の全額を納入する。（納入していない時は、履修した科目の評価は無効となります。）

○こども保育学科を卒業するためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 本校に2年以上在籍する。
- (2) 卒業に必要な科目及び単位を修得する。

なお、卒業に必要な単位のほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号及び平成18年文部科学省令第31号）の定める所に従い、所要の単位を本校学則別表4の通り修得することによって幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

- (3) 卒業までに必要な学費の全額を納入する。（納入していない時は、履修した科目の評価は無効となります。）

3. GPA制度について

本校ではGPA（Grade Point Average）制度を導入しています。

GPについて、次のように定めています。

得点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	60点未満
成績	S	A	B	C	F
GP	4	3	2	1	0

このように算出されたGPに基づいて、GPAを計算します。

計算する方法は、次のとおりです。

$$\frac{4 \times S \text{の取得単位数} + 3 \times A \text{の取得単位数} + 2 \times B \text{の取得単位数} + 1 \times C \text{の取得単位数} + 0 \times F \text{の取得単位数}}{\text{GPA対象科目履修単位数}}$$

①本校ではこの数値を修学指導や履修指導および奨学金の支給要件において活用します。

②GPAの値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行います。特に指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行います。